

ひと・まち・産業が躍動する「健康交流都市かのや」



水道だより



鹿屋市古江小島第2水源地

はじめに

この度、鹿屋市上下水道部の水道事業において、「水道だより」を刊行することになりました。鹿屋市のライフラインを支える大切な役目を担っている水道事業として、市民の皆様方へ様々な情報を今後御提供してまいりたいと思います。

さて、本市の水道事業は、平成7年度に鹿屋市水道局と笠之原水道企業団が合併し、鹿屋申良水道企業団として設立されました。その後、平成18年1月1日の市町合併を経て「新鹿屋市」の水道事業として今日に至っております。また、これからの鹿屋市の水道について平成20年3月に「鹿屋市水道ビジョン」を策定し、次のような目標を掲げ事業を進めておりますので市民の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

鹿屋市水道事業の将来像

「全市民の生活や産業を支え、信頼される水道」

将来にわたって、全市民の生活や産業を支えていくことを基本に安全・安心な水道水を供給するとともに、事業の透明性を確保し、市民から信頼され、満足される水道の構築を目指します。

安心

全ての市民の皆様が安心しておいしく飲める水を供給します

- 【1】全ての市民に清浄な生活用水の供給
- 【2】水道事業に対する信頼性・満足度の向上
- 【3】公営水道への加入率の向上

安定

いつでも安定的に生活用水を供給します

- 【1】安定した給水の確保
- 【2】災害・事故時におけるライフラインの確保

持続

いつでも安心できる水を安定して供給します

- 【1】事業収入による水道事業の健全経営
- 【2】蛇口から直接水を飲む水道文化の継承
- 【3】顧客サービスの向上
- 【4】水道施設の適切な運営・実行

環境

環境への影響を低減し環境保全へ貢献します

- 【1】環境対策の推進
- 【2】有効率95%以上の確保

※有効率とは作られた水がどれだけ有効に利用できたかを示す指針

水道事業の概要

輝北地区は会計が異なるため除いております（平成26年度決算報告書より）

給水戸数（給水契約の対象となっている戸数）	45,124（戸）	
給水人口（給水区域内に居住し水道により給水を受けている人口）	95,767（人）	
年間総配水量（給水区域に供給した年間総水量）	11,864,896（ m^3 ）	
1日平均配水量（年間総配水量を年間日数で割ったもの）	32,507（ m^3 ）	
1日最大配水量（一年間のうち最も多くの水が送られた日の水量）	35,901（ m^3 ）	
1人1日あたり最大配水量（1日最大配水量/給水人口）	375（L）	※1
有収率（水道料金となった水量の割合）	85.81（%）	

※1 単位の m^3 （立方メートル）をL（リットル）に置き換えて算出しています。なお、一般的な浴槽の容量200L→0.2 m^3 です。

平成26年度決算概要

①収益的収支（企業の経常的経営活動に伴って発生する収支です）〈税抜〉

【収入】 16億502万1354円
（前年度に比べ1.13%の増加）



【支出】 16億8673万3558円
（前年度に比べ28.79%の増加）

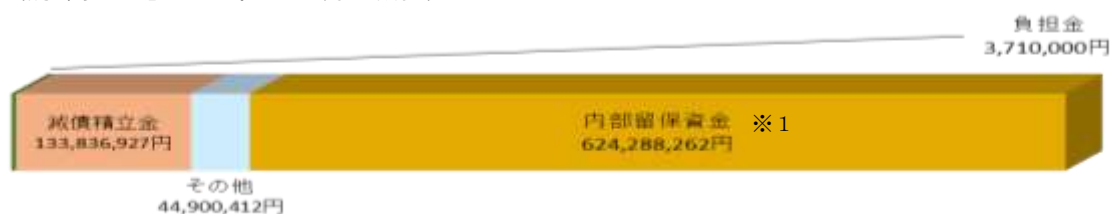


※1 当年度純損失の主な要因は、当年度から地方公営企業会計基準が見直されたことに伴い、計上が義務付けられた引当金等の臨時的な特別損失によるものです。（経常利益328,139,764円）

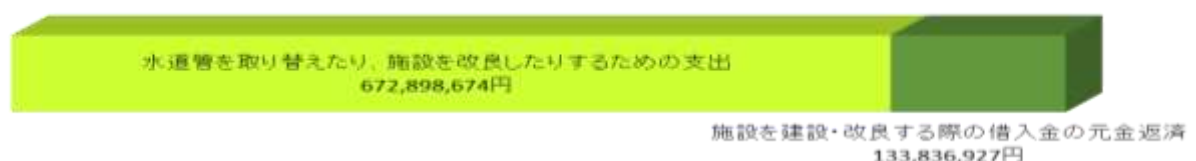
※2 減価償却費：取得した財産が、1年間に減少した経済的価値を経費として算出したものです。

②資本的収支（水道施設の建設改良及び企業債に関する収支です）〈税込〉

【収入】 371万円
（前年度に比べ38.98%の減少）



【支出】 8億673万5601円
（前年度に比べ49.17%の増加）



※1 内部留保資金：減価償却費など現金支出を伴わない費用に生じた資金であり、その資金で不足を補てんします。

鹿屋市の水源

鹿屋市水道事業には16箇所の水源があります。

本市の水源は主に**地下水（湧水・井戸水）**が、利用されています。
高牧第1水源及び始良川水源は河川表流水となっています。

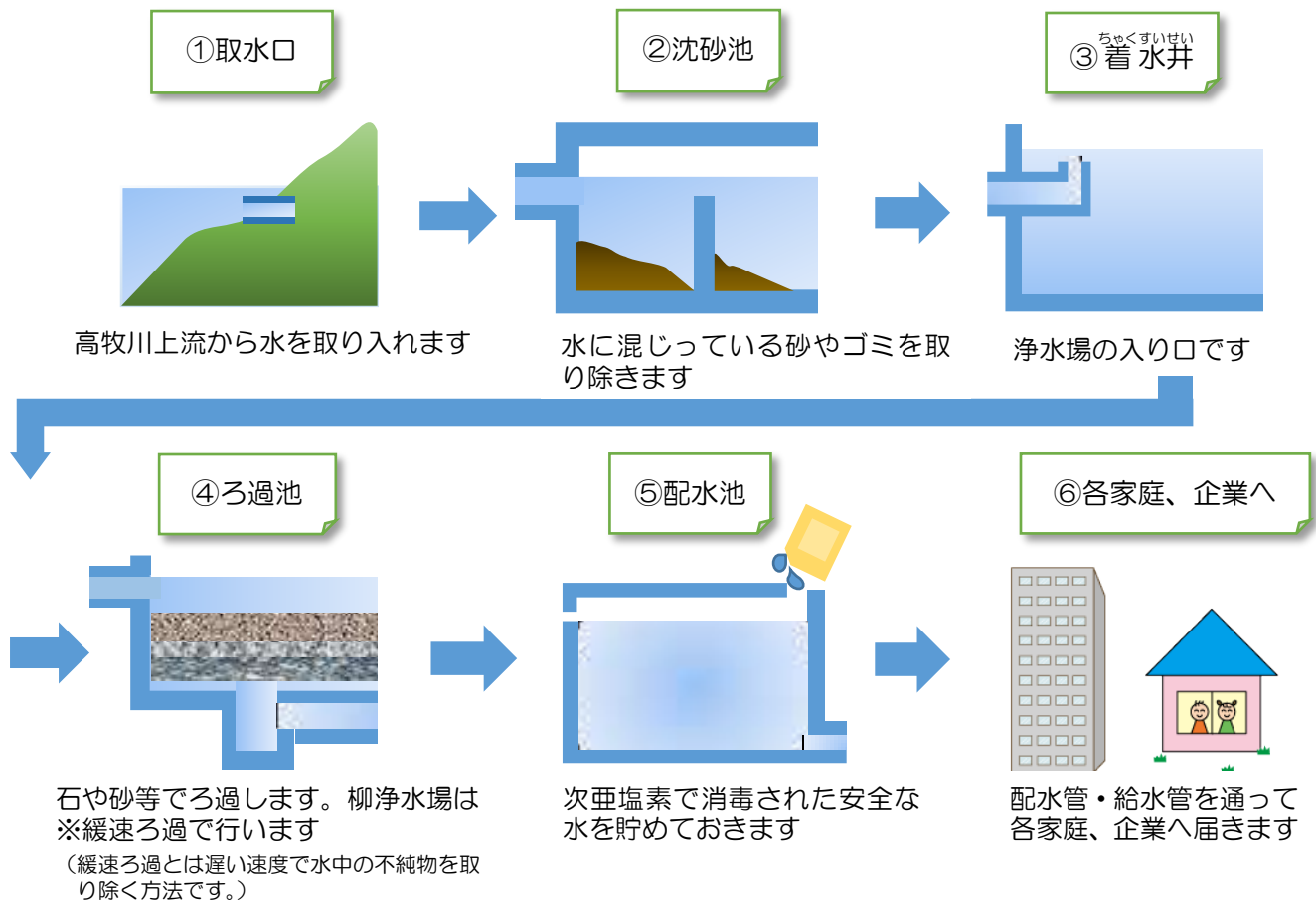
水源から取水された地下水（湧水・井戸水）の場合は、次亜塩素にて浄水処理（消毒）され、配水管、給水管を通して各家庭へ届きます。

また、河川表流水の場合は、不純物等除去（沈砂）し、ろ過池にてろ過した水を次亜塩素にて浄水処理（消毒）され、配水管、給水管を通して各家庭へ届きます。



鹿屋市柳浄水場

河川表流水（柳浄水場）の場合



安心安全な水道水の供給

水道法に基づく水質検査によって定期的に安全性を確認しています。（詳細についてはホームページ上に公表しています）

<http://www.e-kanoya.net/htmbox/haisui/index.html>

水道施設の老朽化対策および耐震化状況について

古い水道施設については計画的に更新を行っており、特に布設年度の古い水道管や頻りに漏水が発生する水道管については、優先的に布設替えを行っています。

また、平成23年10月3日付「水道法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、鹿屋市水道事業所管内における水道施設の耐震化も進めております。（詳細についてはホームページ上に公表しています）平成27年12月10日現在

http://www.e-kanoya.net/htmbox/suidou_jigyuu/data/taishinkajyoukyou.pdf

🌸 (水道メーター) について

水道メーターは、水道の使用量を正確に計量するため、定期的に取り替を行うことが義務付けられています。(計量法施行令第18条 有効期間：8年)

この水道メーターの取替を毎年2ヶ月毎(偶数月)に行っております。本年度取替時期にあたるお客様には、市が委託した水道工事事業者が「検満量水器の取替のお知らせ」を戸別訪問により配布し、その後水道メーターの取替にお伺いいたしますので御協力お願いいたします。

メーター取替に係る費用は、無料ですが、家屋、宅地内の給水装置に異常が見つかった場合の修理費用はお客様負担となりますのでご了承ください。

なお、取替でお客様宅にお伺いする者は「水道メーター取替業者証明書」を携行しております。

🌸 給水装置の修繕について

水道メーター以外の家屋、宅地内の給水装置は、建物所有者の財産です。維持管理は所有者、または使用者が行わなければなりません。

- ①水道メーターから蛇口までの給水装置の修繕は直接、市の指定水道工事店(ホームページ上に記載)または、上下水道工事協同組合維持管理センターに御連絡をお願いします。
- ②配水管から水道メーターまでの漏水などは、工務課または、上下水道工事協同組合維持管理センターへご連絡をお願いします。

また、道路などで水漏れを発見したら工務課へご連絡をお願いします。

工務課 Tel.43-4225

上下水道工事協同組合維持管理センター Tel.44-2002

※休日・夜間は Tel.43-2800



水漏れを確認するには・・・



一口メモ

家中の蛇口を全部閉めて(トイレも水が流れていないことを確認してください)水道メーターのパイロットを見て下さい。水を使っていないのにパイロットが回転していたら、家のどこかで漏水しているかもしれません。その時は、すぐ御連絡下さい。

業務課

Tel.0994-43-2800

パイロット



水道料金のお支払い・お問い合わせは、1F業務課窓口までお願いします。また、料金のお支払いに便利な口座振替のお手続きは当窓口、または、市内金融機関で行っておりますのでご利用ください。

お問い合わせ：市上下水道部業務課 Tel.0994-43-2800